

防犯環境指針の概要

防犯環境指針は、犯罪の防止や児童等の安全確保のために配慮すべき事項やその具体化に当たって参考となる手法等を示すもので、その概要は次のとおりです。

| 指針の対象施設等 | 対象者 | 「指針」で定める内容の例 |
|------------------------|-------------------------------------|--|
| 学校等(※1) | 学校等の設置者・管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急事態発生時における対応体制の整備 避難誘導、不審者対応、応急手当及び通報等の役割分担、関係機関・団体、保護者、地域住民及び隣接学校等の協力確保など ② 児童等(※2)に対する安全教育の実施 不審者の侵入を想定した避難訓練の実施など ③ 施設・設備の点検整備 死角の原因となる立木等の剪定、校門、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等の点検・補修、非常ベル、非常通報装置の設置など |
| 通学路等(※3) | 学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者、地域住民及び警察署長 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域全体での取り組み 不審者情報の共有化、通学路等の安全点検、パトロール活動の実施、危険箇所の管理者等に対する改善要望など ② 学校等の取り組み 関係機関・団体、保護者及び地域住民等との連携の確保など ③ 通学路等の整備基準 防犯灯・街路灯の整備、見通しの確保、緊急時の保護拠点づくり、防犯ベル等の防犯設備の整備など |
| 道路等(※4) | 道路等の設置者・管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 道路 周囲からの見通しの確保、防犯灯・街路灯による必要な照度の確保、ガードレール等による歩車道の分離、見通しの悪い場所への防犯カメラの設置など ② 公園 周囲からの見通しの確保、必要な照度の確保、遊具の適正な配置、公衆トイレの防犯対策など ③ 自動車駐車場及び自転車駐車場 周囲からの見通しの確保、フェンス等による周囲との区分、必要な照度の確保、車両等の出入り管理、サイクルラック、チェーン用バーラック、防犯カメラの設置、管理者の常駐・巡回など |
| 住宅等 | 住宅を建築しようとする方、当該住宅の設計者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 一戸建て住宅 玄関扉、窓等の周囲等から見通しの確保、防犯性能の高い建物部品の設置など ② 共同住宅 共用出入口等の周囲等から見通しの確保、照明設備による必要な照度の確保、見通しが確保されない場合の防犯カメラの設置、防犯性能の高い建物部品の設置など ③ 居住者等の取り組み等 防犯設備、植栽等の適切な管理、地域ぐるみでの自主防犯体制の推進など |
| 深夜営業施設(※5)、大規模小売店舗(※6) | 深夜営業施設、大規模小売店舗の設置者・管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内の配置 駐車場の見通しの確保、ゴミ置場の見通しの確保など ② 店舗の配置 出入口の見通しの確保、防犯性能の高いガラス、見通しに配慮した商品陳列、カラーボールや防犯ブザーの設置、防犯カメラの設置 ③ 防犯責任者の配置 防犯設備の点検整備、従業員への指導、迷惑行為への対応 |

- (※1) 学校教育法第 1 条で規定する学校（幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）のほか、専修学校の高等課程（同 124 条）、各種学校（インターナショナルスクール等、同 134 条 1 項）、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設等）、認可外保育施設を含みます。
- (※2) 児童のほか、幼児、生徒を含みます。
- (※3) 児童等の通学・通園に利用する道路のほか、児童等が日常的に利用している公園、広場を含みます。
- (※4) 道路のほか、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場を含みます。
- (※5) 深夜時間帯（午後 11 時から翌日 4 時までの間）に営業する商業施設のうち、スーパーマーケット（売場面積 250 m²以上）又はコンビニエンスストア（営業時間 14 時間以上/日、売場面積 30 m²以上 250 m²未満）をいいます。
- (※6) 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定するもの（小売業に関する店舗面積の合計が 1,000 m²を超える建物）をいいます。深夜時間帯に営業する大規模小売店舗は、深夜営業施設の指針も適用されます。